

令和2年度 大阪府登録の介護支援専門員資格更新関係フローチャート

※介護支援専門員証の有効期間満了日を、令和3年1月1日～令和4年12月31日の間に迎える方が対象です。

(1)「介護支援専門員証」の有効期間の更新を希望する

NO YES

(2)主任介護支援専門員研修を修了し、主任介護支援専門員更新研修による介護支援専門員証の更新を希望する

NO YES

(4)現在の有効期間内で、介護支援専門員として実務に従事した経験がある(従事している)(注1)

NO YES

(5)前回の介護支援専門員証の有効期間満了日をむかえるまでに、有効期間の更新(様式9号による更新手続)を行った

NO (実務研修 又は 再研修で交付申請) YES

(6)専門研修課程Ⅰ(専門Ⅰ)に該当する研修を修了している(注2)

NO YES

(7)昨年度(令和元年度)に、更新研修(未経験者向け研修)を受講している

YES NO

更新研修(未経験者向け研修)の受講が必要です

(7)専門研修課程Ⅱ(専門Ⅱ)に該当する研修を修了している(注2)

NO YES

更新研修(経験者向け研修)専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱの受講が必要です

(7)専門研修課程Ⅱ(専門Ⅱ)に該当する研修を修了している(注2)

NO YES

更新研修(経験者向け研修)専門研修課程Ⅱの受講が必要です

YES

NO

YES

NO

更新研修をお申込みください
(②「令和2年度大阪府介護支援専門員更新研修のご案内」参照)

研修の修了

(3)現在の介護支援専門員証の有効期間内に、既に主任介護支援専門員更新研修を修了している

NO YES

主任介護支援専門員更新研修には受講要件があります。必ず受講要件を満たしているかを確認し、お申込みください。現在の介護支援専門員証の有効期間内に、主任更新研修の受講要件を満たして、主任更新研修を受講することができない場合は、(4)から再度始めてください。

(6)前回の更新手続の際に、実務従事者向け研修(専門Ⅰ・専門Ⅱ)の修了証で更新申請した

NO (未経験研修で更新) YES

(7)専門研修課程Ⅰ(専門Ⅰ)に該当する研修を修了している(注2)

NO YES

(8)専門研修課程Ⅱ(専門Ⅱ)に該当する研修を修了している(注2)

NO YES

更新研修(経験者向け研修)専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱの受講が必要です

(8)専門研修課程Ⅱ(専門Ⅱ)に該当する研修を修了している(注2)

NO YES

更新研修(経験者向け研修)専門研修課程Ⅰの受講が必要です

(8)専門研修課程Ⅱ(専門Ⅱ)に該当する研修を修了している(注2)

NO YES

更新研修(経験者向け研修)専門研修課程Ⅱの受講が必要です

更新研修をお申込みください
(②「令和2年度大阪府介護支援専門員更新研修のご案内」参照)

研修の修了

(7)現在の有効期間内に、専門研修課程Ⅱ(専門Ⅱ)に該当する研修を修了している(注2)

NO YES

更新研修(経験者向け研修)専門研修課程Ⅱの受講が必要です

更新研修をお申込みください
(②「令和2年度大阪府介護支援専門員更新研修のご案内」参照)

研修の修了

(9)現在の介護支援専門員証の有効期間満了日が令和4年1月1日以降である

NO YES

⑥「令和3年満了の介護支援専門員証の更新手続について」を確認のうえ、必要な手続を行ってください

証の更新申請(有効期間の更新の申請)

有効期間を更新した証の交付

更新を行わなかった場合、有効期間満了日後、介護支援専門員としての登録は残りますが、実務に就くことはできません。

介護支援専門員として再び業務に従事するには、再研修の修了が必要です。

(注1) 実務経験の有無については、②「大阪府介護支援専門員更新研修のご案内」の「3.実務経験について」を参照してください。 ※従事した期間の長短は問いません。

(注2) 専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱに該当する研修は、⑥「令和3年満了の介護支援専門員証の更新手続について」に記載の「過去に実施した更新に必要な研修一覧」を参照してください。 ※研修の修了日によって更新に有効でない修了証もありますので必ずご確認ください。

必要な研修を全て修了されていて、令和4年1月1日～令和4年12月31日に有効期間を満了する方は、令和3年1月頃発送予定の「令和3年度更新研修のご案内」の受講免除対象者の[事前確認連絡票]に☑チェックをし、事前手続を行ってください。【研修の修了証を大切に保管しておいてください】